連携ID	枝番	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	地方自治体内																																							
						基幹業務システム等																																					内部事務システム	外部事務システム	
						001	002	003	004	005	006	007	008	009	010	011	012	013	014	015	016	017	018	019	020	021	022	023	024	025	026	027	028	029	031	032	035	036	037	038	039	040	－	－	－
						住民基本台帳	印鑑登録	戸籍	戸籍の附票	選挙（共通）	選挙人名簿管理	期日前・不在者投票管理	当日投票管理	在外選挙管理	個人住民税	法人住民税	固定資産税	軽自動車税	収納管理（税務システム）	滞納管理（税務システム）	地方税（共通）	学齢簿編製	就学援助	健康管理	児童扶養手当	生活保護	障害者福祉	介護保険	国民健康保険	後期高齢者医療	国民年金	児童手当	子ども・子育て支援	申請管理	住登外者宛名番号管理	団体内統合宛名	レセプト管理（生活保護）	統合収納管理	統合滞納管理	人口動態調査	火葬等許可	特定健診等	財務会計	中間サーバー	アドレス・ベース・レジストリ
						連携先・連携方向																																							
027i018	00	住所（町字）情報取得に伴うアドレス・ベース・レジストリへの情報照会のための連携インターフェース		①児童手当システムが、②アドレス・ベース・レジストリに、③住所（町字）情報を、④照会する ※連携インターフェースについては「アドレス・ベース・レジストリのデータ項目定義書」によること	○																																								I

備考

１　連携先・連携方向の「I」は当該システムからデータを受け取ることを示し、「O」は当該システムへデータを渡すことを示す。なお、統一的なインターフェース仕様がある外部システムとの連携については、当該外部システムの仕様に定めるところによる。統一的なインターフェース仕様がない外部システムとの連携については、基本データリスト（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第７条第１項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令第２条第４号に規定する基本データリストをいう。）又は項目定義（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第７条第１項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令第２条第４号に規定する項目定義をいう。）に規定するデータ項目の範囲内で対応するものとする。

２　実装類型の◎印は、機能標準化基準（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第40号）第６条第１項の基準をいう。）において関連する機能要件を実装必須機能として定めることを示し、○印は、機能標準化基準において関連する機能要件を標準オプション機能として定めることを示す。機能標準化基準において、関連する機能要件について実装類型に関する経過措置の規定があるときは、その定めに従う。